

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び第8項の規定により、岩手県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画に基づき別に定めるくろまぐろの保存及び管理に関する計画を次のとおり変更した。

令和元年5月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画に基づき別に定めるくろまぐろの保存及び管理に関する計画

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- (1) 本県においてくろまぐろは、そのほとんどが定置漁業により漁獲されている。定置漁業は、本県の重要な漁業種類の一つであり、その主要な対象魚種は、秋さけ等である。一方で、くろまぐろの漁獲が比較的多い一部の定置網にとっては、くろまぐろは、重要な漁業資源となっている。
- (2) このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）により決定された漁獲可能量の本県の知事管理量については、秋さけの漁期に配慮しつつ、くろまぐろの知事管理量を遵守するなど、本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- (3) また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導及び確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、その旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- (4) また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の集積を図るため、岩手県水産技術センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- (5) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、定置漁業及び小型定置漁業においては、法第13条第2項に基づく認定協定を締結して管理を実施し、本県の管理措置と相まった漁業者等による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

2 くろまぐろの漁獲可能量について本県の知事管理量に関する事項

本県の知事管理量は、次の表のとおりとする。ただし、基本計画に定める30キログラム未満のくろまぐろ（以下「小型魚」という。）又は30キログラム以上のくろまぐろ（以下「大型魚」という。）の我が国全体の採捕の数量が当該くろまぐろに係る漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が公表した場合は、本県の当該くろまぐろの採捕の数量が同表の知事管理量を超えていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって本県の知事管理量とする。

区 分	知事管理量	
	トン	
小型魚	54.9	うち1.0トンを留保する
大型魚	52.6	うち1.0トンを留保する

3 採捕の種類及び期間別の数量に関する事項

採捕の種類及び期間	小型魚	大型魚
定置漁業及び小型定置漁業	トン 53.8	トン 51.5
その他のくろまぐろの採捕を行う漁業	0.1	0.1

備考 「その他のくろまぐろの採捕を行う漁業」とは、定置漁業及び小型定置漁業以外のくろまぐろを採捕する漁業であって法第3条第2項第4号に規定する指定漁業等を除くものをいう。

4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

2の知事管理量及び3の採捕の種類及び期間別の数量を遵守するため、次の管理措置を講じるものとする。

- (1) 採捕の数量の報告及び緊急管理措置

ア 定置漁業、小型定置漁業及びその他のくろまぐろの採捕を行う漁業を営む者は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成8年岩手県規則第88号）に基づき採捕の数量の報告を行う。

イ アの規定にかかわらず、各漁業協同組合及び漁業者は、急激な採捕の数量の積上げに備え、採捕の種類ごとに次の表に掲げる場合に該当するときは、速やかに県に一報の上、採捕の数量の報告を行うものとする。

採捕の種類	報告基準
定置漁業及び小型定置漁業	1日1統当たり500キログラムを超える量の採捕があった場合
その他のくろまぐろの採捕を行う漁業	採捕があった場合

ウ イの県への一報は、採捕の種類ごとに以下の手順により行うものとする。

採捕の種類	手 順
定置漁業及び小型定置漁業	<ol style="list-style-type: none"> 1 漁業者は、漁業協同組合に電話により連絡する。 2 漁業協同組合は、岩手県水産振興課にメール又はFAXにより連絡する。 3 岩手県水産振興課は、送信者に受信連絡する。
その他のくろまぐろの採捕を行う漁業	<ol style="list-style-type: none"> 1 漁業者は、漁業協同組合又は岩手県近海漁船漁業協会に電話により連絡する。 2 漁業協同組合又は岩手県近海漁船漁業協会は、岩手県水産振興課にメール又はFAXにより連絡する。 3 岩手県水産振興課は、送信者に受信連絡する。

エ イの数量の報告がなされる採捕があった場合には、当該採捕に係る漁業者は、直ちに次の緊急の管理措置を講じるものとする。また、県は、当該採捕の数量の報告を受けた際に、当該緊急の管理措置が行われているか確認し、必要な措置を講じるものとする。

採捕の種類	緊急の管理措置
定置漁業及び小型定置漁業	漁業者は、県全体の採捕の数量が判明するまでの間は、全ての当該くろまぐろの放流に取り組むこと。
その他のくろまぐろの採捕を行う漁業	漁業者は、全ての当該くろまぐろの放流に取り組むこと。

オ 県は、1日1トンを超える採捕の数量の報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 採捕の数量の公表等について

ア 県は、法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の2の知事管理量（留保した数量を除く。）又は3の採捕の種類及び期間別の数量の7割を超えており、又は超えるおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

イ 採捕の数量が当該くろまぐろに係る漁獲可能量の7割を超えており、又は超えるおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点でアの公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもってアの公表とする。

(3) 早期是正措置

県は、(2)の採捕の数量の公表後、速やかに、法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告により、当該くろまぐろの種類ごとに、次に掲げる早期是正措置を講じるものとする。

ア 定置漁業及び小型定置漁業

(ア) 定置漁業及び小型定置漁業の採捕の数量が当該採捕の種類別の数量の7割を超えており、又は超えるおそれがあると認めるとき

生存個体の放流に努める。また、漁獲量の多い月にあつては、連続的に、網揚げ、垣網の撤去又は魚獲りの開放など、漁獲する機能を無効化する措置を講じる。

(イ) 定置漁業及び小型定置漁業の採捕の数量が当該採捕の種類別の数量の8割を超えており、又は超えるおそれがあると認めるとき

生存個体の放流及び操業回数の抑制に努める。また、漁獲量の多い月にあつては、連続的に、網揚げ、垣網の撤去又は魚獲りの開放など、漁獲する機能を無効化する措置を講じる。

(ウ) 定置漁業及び小型定置漁業の採捕の数量が当該採捕の種類別の数量の9割を超えており、又は超えるおそれがあると認めるとき

採捕した全ての当該くろまぐろ生存個体の放流に取り組む。

イ その他のくろまぐろの採捕を行う漁業

その他のくろまぐろの採捕を行う漁業の採捕の数量が当該採捕の種類別の数量の7割を超えており、又は超えるおそれがあると認めるとき

くろまぐろを目的とした操業を自粛する。また、混獲された全てのくろまぐろの放流に取り組む。

(4) その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

ア プレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は、国等と協力しつつ、ホームページ、テレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

イ 県は、(3)により管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者（遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第2条第3項に定める遊漁船業者をいう。）に対しても同様の指導を行うものとする。